

平成26年度 第3回
理 事 会

平成26年12月11日（木）

議 事 錄

公益財団法人 武藏野市福祉公社

平成26年度 第3回 理事会 議事録

- 1 開催日時 平成26年12月11日（木）
午後3時00分から午後4時20分まで
- 2 開催場所 公益財団法人武藏野市福祉公社 1階 会議室
東京都武藏野市吉祥寺北町一丁目9番1号
- 3 理事及び監事の現在数
理事6名、監事2名
- 4 出席理事者数及び氏名
理事6名
理事長 長澤 博暉 理事 安達 高之
理事 安藤 真洋 理事 大野 壽三枝
理事 黒竹 光弘 常務理事 福島 文昭
監事2名
監事 五十嵐 利光
監事 安田 大
- 5 欠席理事者数及び氏名
理事0名
監事0名
- 6 傍聴者
0名
- 7 議事日程
日程第1 議案第12号 職員給与規程の一部改正について
日程第2 議案第13号 準職員就業規則の一部改正について
日程第3 議案第14号 平成26年度第3回評議員会の開催について
日程第4 報告事項1 第二期中長期事業計画（中間報告）について
日程第5 報告事項2 資産運用について
日程第6 報告事項3 情報システム再構築について

8 議長及び議事録作成者

理事長 長澤 博暉

9 議事録署名人

理事長 長澤 博暉

監事 五十嵐 利光

監事 安田 大

10 議事の経過及び結果

議案第12号 職員給与規程の一部改正について

高橋管理係長から、提案理由について説明がなされた。

安藤理事から、昇給抑制による支出削減額について質問がなされた。

福島常務理事から、55歳以上の職員が数名しかおらず、課長職の5級81号給を例にした場合、2号昇給額が1,100円であることから、全体の総額としは大きな額にはならないという旨の回答がなされた。

安達理事から、55歳昇給抑制の説明資料の中で、平成27年4月は1号昇給とあるが、規程上どこで示されているのかという旨の質問がなされた。

高橋管理係長から、規程（案）の付則に、経過措置として規定している旨の回答がなされた。

安達理事から、第10条の3第4項に「同項中『4号給』とあるのは『0』」とあるが、「第1項は適用しない」という表現になるのではないかという旨の質問がなされた。

高橋管理係長から、市の条例と規則に習って「同項中『4号給』とあるのは『0』」とした旨の回答がなされた。

安田監事から、第10条の3で「4号給」と「4号」の字句の整合性について指摘がなされた。

高橋管理係長から、全体を見直したうえで、字句を修正する場合は理事長にご一任いただきたい旨の回答がなされた。

安達理事から、「同項中『4号給』とあるのは『0』」の字句について、「適用しない」等分かりやすい表現に変更するよう要望がなされた。

福島常務理事から、市の例規審査担当に、趣旨等を確認したうえで修正したい旨の回答がなされた。

他の理事及び監事から質疑、意見はなく、採決の結果、全会一致で、本案は、原案の字句の修正について長澤理事長一任とすることで可決

承認された。

議案第13号 準職員就業規則の一部改正について

福島常務理事及び高橋管理係長から、提案理由について説明がなされた。

長澤理事長から、新旧対照表について、「準職員」を「準職員」に字句の訂正をする旨の補足説明がなされた。

大野理事から、準職員の契約形態、人数、65歳を超える運転業務対象者数、ふれあいまつもと管理業務者数について質問がなされた。

高橋管理係長から、有期の雇用契約であり、非正規となる旨の回答がなされた。

福島常務理事から、有期契約ではあるが、実態的には長期契約しているため、期限の定めのない雇用契約となっている旨の補足説明がなされた。

服部高齢者総合センター長から、運転業務が2名、ふれあいまつもとが2名の旨の回答がなされた。

上田北町高齢者センター担当係長から、北町高齢者センターの運転手については、有償ボランティアとして5名おり、うち65歳を超える者が2名である旨の回答がなされた。

福島常務理事から、ボランティアから雇用契約に変更することによる費用負担の増加について、通勤手当、運転適性診断費用、有給休暇の発生に伴う費用等があり、北町高齢者センターの運転手分で、年間20万円強の増加である旨の説明がなされた。

安田監事から、準職員就業規則第30条に規定する定年退職に関する取扱要綱第1条2行目「規則」の字句の重複の指摘がなされた。

高橋管理係長から、「規則」の重複字句を削除する旨の回答がなされた。

安達理事から、65歳を超えた者の新規採用に対する意向について質問がなされた。

福島常務理事から、職員募集した際の応募状況により、65歳を超えた方の新規採用の可能性がないわけではない旨の回答がなされた。

他の理事及び監事から質疑、意見はなく、採決の結果、全会一致で、本案は、要綱の「規則」の字句の削除をしたうえで可決承認された。

議案第14号 平成26年度第3回評議員会の開催について

高橋管理係長から、提案理由について説明がなされた。

安達理事から、現時点では未上程（報告）の案件があるので、すべてを終了した後に本案を提案したほうがよいのではないかという旨の意見がなされた。

長澤理事長から、理事会の運営の仕方について検討するように事務局へ指示がなされた。

高橋管理係長から、承知した旨の回答がなされた。

他の理事及び監事から質疑、意見はなく、採決の結果、全会一致で、本案は原案のとおり可決承認された。

11 報告事項

報告事項1 第二期中長期事業計画（中間報告）について

福島常務理事から、中間報告書48頁の差し替え資料が配布され、報告理由及び内容について、第二期中長期事業計画（中間報告）に沿って報告がなされた。

長澤理事長から、中長期事業計画（中間報告）に対するご意見等については、メールや文書等で頂ければ、修正を検討し1月の理事会で最終案として提案する旨の説明がなされた。

理事及び監事から、質疑や意見はなかった。

報告事項2 資産運用について

高橋管理係長から、報告理由及び内容について、資料に沿って報告がなされた。

黒竹理事から、想定利回りについて質問がなされた。

高橋管理係長から、証券会社の想定情報として、国債が0.18%、地方債が若干上回るかどうかという旨の回答がなされた。

黒竹理事から、国債や地方債が、現時点で考え得る最も効率的な運用判断かという旨の質問がなされた。

高橋管理係長から、現時点で考え得る最も効率的な運用判断である旨の回答がなされた。

他の理事及び監事から、質疑や意見はなかった。

報告事項 3 情報システム再構築について

高橋管理係長から、報告理由及び内容について、資料に沿って報告がなされた。

安藤理事から、情報システムの再構築が必要であることは感じるが、人件費、人員削減や事業拡大による効率化等も考慮したうえで、再構築することの積極的な意味について質問がなされた。

福島常務理事から、機器自体は既に全て導入されているが、複数のシステムは、ハード面でもソフト面でも、それぞれで管理されているため、今回の再構築により一括管理できることで人員削減までは至らないが若干の管理業務の効率化が図れる他、システムの連携効率、経費の効率化が図れる旨の回答がなされた。

他の理事及び監事から、質疑や意見はなかった。

12 連絡事項

福島常務理事から、社屋及び土地購入に係る不動産取得税について、東京都税事務所に非課税申告書を提出したが、結果については3月頃になるとの回答を東京都税事務所から頂いている旨の報告がなされた。また、次回理事会は、例年より1か月ほど早い平成27年1月29日である旨の連絡がなされた。

以上

本理事会の決議を証明するため、議長（理事長）及び議事録署名人において署名押印します。

平成 27 年 2 月 24 日

議長（理事長）

長澤 博曉



議事録署名人（監事）

安田 大



議事録署名人（監事）

五十嵐 利光



